

# 九州自然歩道魅力ステップアップ事業実施要領

令和3年8月6日  
環境森林部自然環境課

## 第1 趣旨

県は、自然の大切さや森林の持つ公益的な機能を学ぶ機会として、九州自然歩道を利活用するため、地域住民等による自然体験プログラムの促進や利用環境の整備を図ることとし、その実施については、九州自然歩道魅力ステップアップ事業補助金交付要綱（令和3年7月 日定め。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

## 第2 事業区分、実施主体及び事業内容

この事業は、九州自然歩道を核として、接続する歩道や公衆道路等を活用して実施するものとし、事業区分、実施主体及び事業内容は、次に掲げるとおりとする。

事業区分	実施主体	事業内容
歩道利用活動支援事業	交付要綱第2条に定める補助事業者	九州自然歩道の利活用活動 <例> ・トレッキングコースの設定 ・森林学習や健康増進プログラムの開発 ・先進事例地への視察や研修会の開催 ・ツアー開催

## 第3 県の助成

県は、第2の事業に要する経費について、予算の範囲内で助成を行うものとする。

## 第4 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和3年8月6日から施行する。